

フィンランドは露國の北方に位し開明の度甚しく低く歐洲に於て最も多數なる盲數を有する國とせらる「然れども新潟縣に比せば少しある」岩船郡にして二四・〇に過ぎず日本全國の盲數に當て比するも日本はフィンランド以上の野蠻國と評せらるゝも辭する能はざるなり、予の推想によれば日本全國の盲數は萬分比例とし三〇・〇前後ならんか予は他縣にも盲數の調査せるものあらば大に比較するに便なれば讀者諸君中多少御存じの方あらば御一報を請ふ。

新潟縣に約千の全失明者ありとし其損害を計上すればステファン氏の推理法に従ひ日本に當て一人一日の利得を三十錢とし消費を二拾錢とし合て五十錢とし之を一ヶ年分にして七千に乘すれば

$$50 \times 30 \times 12 \times 7,000 = 1,260,000\text{圓}$$

即約百二十六萬圓となる併し此の中老若も混合し居れば之を控除し三分の一に減するも四十萬圓と云ふ大金となる此計算を以て推せば日本全國には非常の損失を來すこと照々乎として明なり大凡一千萬圓となる此だけは盲者の生存に消失せる者にして社會の負擔に屬す景に驚かざるを得んや。

片眼の失明は醫學上より見ば繁要にして其失明原因を調査すること有益なれども双眼失明者の如く社會の面より見て未だ左程有害ならず、其計數は別紙示す所の如く全縣下に一三、一四三人の多きに至る即ち兩眼失明と比較し殆んど倍數なり即ち $7:13$ 又片眼の失明が何方に多きやを見るに左眼多し男女共然り何等の原因に屬するや。

又別紙統計に就て見るに女性は男性よりも失明多し歐羅巴に於ては概して男子に多し其比例は $10.23:9.95$ の割なるに新潟縣には女子に多きは何ぞや只フィンランドに於ては男女の失明の差 $15.14:29.98$ の割なり之れ主として「トラホーム」の多きによるなり、「トラホーム」は概して婦人に稍や多きは實際なり故に其のため由來する失明も女子に多きは勿論なり、又女子が一般劣等の待遇を受くる日本の狀況に於ては失明の女子に多きも勢止むを得ざるなり、西洋に於て男子に外傷多く盲數四分の一以上を認むる所あり之れ機械工業の多き結果にして日本には未だ多數を認めず現にフィンランドの如き未だ開化の大に進まず「トラホーム」大に蔓延し工業未だ著大ならざる國土に於ては日本と同じく女子に失明の原因多きは推察に餘あり。

新潟縣に於て失明の多きは主として乾燥症、膿漏眼、「トラホーム」此の三種の多きに由るならんと信ぜらる、而して此三病は獨り新潟縣のみならず恐らく日本全國共然るならん失明を豫防し盲人たるの不幸を救助するか人類に於て神聖なる義務の一ならば吾人は此三大病につき口と筆と術との三道により勇進邁往打撃の方法を講ぜざるべからず之れには一切の力を寄ますべからざる義と思ふ、尙ほ

新潟縣の眼病に就きては後日又述ぶる所あるべかれども今は盲數全般につき讀者諸君一顧の注意を惹起し擗筆せんと欲す。

日本眼科學會雜誌第八卷 (明治三十七年)

新潟行 (二)

河本重次郎 (東京)

予が去夏新潟縣に赴きしは眼病調査の件とは云へど其の主眼は専ら「トラホーム」豫防の件にあること申す迄もなし果して新潟縣が特に他縣を抜きて「トラホーム」多きや此の問題は他縣の報告未だ多からざる以上は何とも云へざるなり、唯其他縣に比し一二の高座を占むべきは容易に想像せらるるなり併し青森、秋田、山形縣に比し果して一頭超過せるや未だ容易に言明し得ざるなり。予は同業の諸君に請ひ一村の一小學校又は一町一市の一一小學校でも學童の眼病に就き御検査あらば御遠慮なく一小報告あらんこと深く希望する所なり、故に前號に於て小口忠太君や堤友久君などの報告は予の深厚なる感謝を以て一讀せし所なり殊に堤君は對馬にあり其報告に依れば同地の學校には「トラホーム」甚だ少く六一七%に過ぎざるなり既に對馬を知れば笠山は如何隱岐の島は如何佐渡の島は如何少しく心あるものの間たき心地するは勿論なり。予は眼科會員諸君と共に日本全國の「トラホーム」地圖とも云ふべき者出來上らんことを期望して止まさるなり、併し之れは除り難業にあらざるなり今此眼科會員にして各一小學校にもかまはず調査せられし者あらば其計數を眼科雜誌に報告することせんか左すれば其眼科數%と検者の姓名を日本地圖上に配布し而して其數字の下に色線を引き置かば一目瞭然たらん、但し色線は假に赤、青、綠、紫の四等とし「トラホーム」が四十以上あれば最強とし赤線を引き三十%—四十%は青線二十%—三十は綠線十%—二十%迄は紫線十%以下は弱とし黒線を引くとす左すれば其地圖を見て何縣の學校には何%の「トラホーム」あるや一見知るべきにあらずや小生は右の期望を有すれば若し小統計にて態々當眼科雜誌に御掲載の儀御遠慮の方あらば小生の手許でも郵送を願度なり、左すれば後日諸統計を一括にして當雜誌に掲載すべし扱て「トラホーム」の検査は事實上中々の困難なり學校外に於ては勿論學校内の兒童検査に於ても「トラホーム」の診斷中々容易ならず中には「トラホーム」と云ふべきや結膜炎と云ふべきや疑はしきあり顆粒あるも「トラホーム」やら又は膿胞やを判断し難きあり又「トラホーム」の確然たるものにても休校せしめてよきや否等隨分難義の件なり。ヒルシュベルグは四種に分ちYは「疑」としIは「輕」としMは「中」としSは「重」と左表に依る可とせり例之は某學校に検査人員百五十三人ありとし其中若干の「トラホーム」的病ありとし之を四種に區別して疑者三人輕者三人中者一人重者一人ありとせんか表計左の如くなるべし。

検査人員	V	I	M	S	
共	3	10	2	1	トラホーム
学	153				13人
校					85.9%

本表は頗る簡にして後日我日本にも之を採用せんこと期望に堪へず然ども本表に於て一の缺點は毫も膿胞性結膜炎の示し現はされざるにあり。

故にVの前にVを入れ膿胞の有無及其計數を致すは極めて緊要と信す膿胞は「トラホーム」の數に混同され易く實際上には中々困難にして其困難なるが爲め學校の「トラホーム」検査上頗る不快なる障害を與へ遂に検査をして無意味に終らしむるに至る西洋にても膿胞を「トラホーム」と同視する人と別視する人とありて即一元説と二元説あり一元説者は曰く「トラホーム」の多き所には膿胞症も亦多し曰く兩者は一々區別し難し曰く瘢痕の有無は後日の結果なれば診断の當時に瘢痕なれば何れ據る處なし曰く乳頭の蜂起も膿胞の慢性なる際は之を見るに至る云々而して此一元説は殊に路人中に多し、一元説は専ら診断鑑別等の難きより立論せるものなり、然ども診断數々難ければとて兩病同一と云ふことは云ひ得ざるなり、例之劇性の下痢と輕症の「コレラ」と數々區別し難きことありて兩者同一と云ふまじ故に診断の難きを以て病性同否を云ふは甚だ不合理的なり。

されば膿胞性の特徴は如何

- (一) 賦粒小也
- (二) 賦粒殆んど透明にして水泡の如し
- (三) 賦粒結膜面上に浮出す

- (四) 周圍の結膜殆んど健康なり中には貧血せるあり中には稍々加答兒のあるあり
- (五) 部所は下眼瞼結膜殊に外方の穹窿部に多し

右の五點を注意し參照せば普通の膿胞症は鑑別し得べし一元説者の如く之れをも「トラホーム」中に入るは予の快諾し得ざる所なり、よしや「トラホーム」中に入れたとて性質の善悪上より別なる名稱を附せざるべからず診断は普通の場合未だ必しも難からず然ども若し

急性加答兒の同時に存するあれば或は急性「トラホーム」なるや又急性膿胞性結膜炎なるや隨分難事たるべし、其の際は第一に分泌物の顯微鏡検査緊要にして往々コツホウイクス菌などを發見することあるべし現にキヨユヒスベルグ大學の報告に一校の傳染性眼炎は皆其原因に歸すべきもので「トラホーム」にあらざりしとて注意せられたり、又慢性症にせよ結膜の炎症盛にして分泌物の多量なるとき傳染の恐れ大なれば其の分泌の減少まで休校を要すべし如日本にて行はるる如く少々の「トラホーム」も退校せしめ或は入校を禁ずる等は餘り酷なりと信ず然「トラホーム」患者をしてよしや其傳染力弱なるにせよ寄宿舎に雜居せしめ何の設備をなくんば日夜同窓の諸人相接し衣食洗面を共にし傳染の危害通學生に於けるよりも遙に大ならんと思はる予の意見に寄宿舎制は實際餘り有益なる制度にも非らざれば餘り必要にもあらず故に予は「トラホーム」生は寄宿を停止し通學生たらしむること緊要と信ず然ども之れよりも便利にして有益なるは寄宿舎中に於て「トラホーム」生丈けを他室に移し所謂舍内隔離制度を設くることならん此際は通學生中「トラホーム」生あれば之を舍内に隔離室中に收容し嚴重なる醫療を加ふれば大に益あらん故に予は却て寄宿制のある校に於ては其中ち一の室を「トラホーム」室とし手巾洗面等一切別にすること餘り費用も要せずして有益ならんと信す。

今前文に論述せる所を總括せば左の如し先づ日本國中「トラホーム」に對し統計の取り方を一定すること一定するなれば成るべくヒルヒュベルグ氏の式に由ること而して只其式中に膿胞即ちの一節を加へて下式に依る方便利なること。

検査人員	/	V	I	M	S	
共		10	2	1	トラホーム	
学	153	5	3		13人	
校					4	85.9%

即ちは膿胞Vは「疑似」Iは「輕症」Mは「中症」Sは「重症」也此中重症は「パンヌス」の存するもの輕症は結膜の表面など餘り顆粒の班點見くるもの、中症は輕重の間に存するものにして検者の心により定むるの外なきなり、此の中膿胞と疑症を除き他の輕中重の三症を一括して全検査人員に割り何%とし一校の「トラホーム」率を示すなり無論検者の考査により多少の差あるは止むを得ざるとし大凡一定の方針によるは大に緊要と信じ之を述ぶるのみ。

第二「トラホーム」の豫防としては色々あるべく又人々の考へにより可否もあらん併し「トラホーム」の豫防は社會全般の清潔により初めて目的を達すべきものなれば中々少々の方法などで到底目的なきなり故に色々と説あれども歸する所「行ふべからざることを行へと云ふ此れ豫防也」と迄唱破してよき程なれば今は只前に述べたる如く學校に於て最も緊要なる一二點をここに總括して置かん。

(一) 入校に際し一切「トラホーム」を禁するは解なり只餘り甚しきもののみ禁すべし。

(二) 通學生には分泌盛なる者のみ一時休校せしむべし分泌中度のものには醫療を嚴謹すべし。

(三) 寄宿舎あらば「トラホーム」生の爲め一二室の隔壁室を設くべし通校の「トラホーム」生も必要に應じ一時其隔壁室に收容し醫療を嚴行すべし但し隔壁室は不全制とし講堂は他人と同ふするも其他起居手巾洗面など歸めて他人と多く接せしめざる丈けで可ならん。

(四) 何れの場合たるを論せず結膜の炎症盛にして分泌盛なる際は一時休校の上醫療を受けしむべし。

他にも未だ色々と方法あらんにもそは校の状況及醫の配量に由り取捨するより外なからん兎角「トラホーム」の如き慢性傳染病に於ては行ひ間敷方法を多く設けて何にも實行し得ざらんよりは行ひ得べき一二條を確守實行する事豫防の極意ならん。

明治十一年十二月二十八日本廳達第三十五號

眼科講習所資本蓄積方ノ儀本月中下議候處同議ノ多數ニ依リ左ノ通り決定シ茲ニ講習所諸規則別紙ノ通り相定メ來ル十二年一月一日ヨリ開業候條右日限迄醫員差出方可取計此旨相達候事

一、講習所資本ノ總高ヲ一萬圓トシ内恩賜金一千圓竝ニ佐渡三ヶ大區ノ分金九百六十四圓ヲ除キ餘ノ八千三十六圓ハ管内會所ニ保管スル所ノ管内豫備金ノ内ヲ以テ之ニ充ル事

一、講習所規則第二條ニ掲タル所ノ入學醫員差出シ方ノ儀ハ左ノ割ヲ以テ遲延ナク差出スペシ

十二年一月一日入學ノ分

第一大區ヨリ第十四大區ミ至ル各大區ハ各醫員一名宛ヲ出シ第十五大區ヨリ第二十八大區ニ至ル各大區ハ各一名宛ヲ出スヘシ

十二年四月一日入學ノ分

第一大區ヨリ第十四大區ニ至ル各大區ハ各醫員一名宛ヲ出シ第十五大區ヨリ第二十八大區ニ至ル各大區ハ各二名宛ヲ出スヘシ

一、入學日限右ノ如ク定ムルト雖モ後期ノ分(四月一日入學ノ分)ハ其期ニ臨ミ尙日限相定メ可相達ニ付其達ヲ俟テ醫員ヲ差出スヘシ

眼科講習所規則

第一條 眼科講習所ハ新潟醫學所中別ニ一科ヲ置キ凡ソ六十日間ヲ期シ管下各大區ヨリ出ス所ノ醫生ヲシテ眼科ノ大竟ヲ講習セシムルノ所トス

第二條 管下各大區ハ其區内ニ於テ從來開業スル(内務省ノ許狀ヲ有スル者ヲ除ク)眼科醫(眼科醫ナケレハ開業ノ西洋内外醫ヲ以テ之ニ充ツ)三名宛ヲ選ミ順次入學セシムヘシ但各大區ヨリ出スヘキ醫員ノ總數ヲ二分シ一半ツツヲ入學セシム尤其年齢ハ滿五十年以下ノ者ヲ選ムヘシ

第三條 講習醫員出港並卒業歸區ノ節ハ里程ニ應シ一日金三十錢宛ノ旅費ヲ給與ス

第四條 在學中ハ一月一人ニ付金三圓七十五錢ノ割ヲ以テ毎月末之ヲ給シ教科書モ亦本廳ヨリ之ヲ交付スヘシ

第五條 講習醫員ノ内授業ヲ以テ舍長二名ヲ選定シ講習生ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當セシム但舍長タル者ヘハ慰勞トシテ一月金一圓宛ヲ給スヘシ

第六條 病氣ニ罹リ下宿又ハ入院治療ヲ命スル時三十日ヲ過ルモ猶癒サルモノハ退學セシムルヲ法トス

第七條 試験落第ノ者ヘハ旅費ヲ給セサルコト

第八條 自費入學ヲ請フ者ハ試験ノ上之ヲ許否スヘシ

患者治療手續

第一條 醫員講習歸區ノ上ハ區内便宜ノ地ヲ相シ區内ノ議定ニ隨ヒ一月ニ三回患者ヲ招集シテ治療ヲ施スヘシ但シ都合ニ寄リテハ一月ニ三回區内ヲ巡視シ患者ヲ治療セシムルモ妨ゲナシ

第二條 醫員ハ其治療スル所ノ眼病患者表(第一號難形ニ做フベシ)ヲ作リ毎年一月七日衛生取締ヲ經テ之ヲ本廳ニ差出スペシ

第三條 區長取締ハ前條ノ意ニ基キ豫メ共治療ヲナサシムルノ手續及共經費支出ノ方法ヲ議定シ來ル十二年一月三十一日迄小區物代連署ノ書面ヲ作リ届出ツヘシ

第四條 醫員日當及出張巡迴旅費ハ區内ノ協議ニ依リ一日金三十錢以内ヲ以テ支給ノ方法ヲ定ムヘシ但滞在日當ハ一日金十五錢以下トス

第五條 患者ノ藥價ハ各自ヨリ自辨セシムルヲ法トスレ共區内ノ協議ニ依リテハ別ニ支辨ノ方法ヲ設クルモ妨ゲナシ

資本保存並ニ利子分配規則

第一條 報知甲第百三十八號ヲ以テ相達候恩賜金千圓ニ各大區ヨリ差出ス所ノ金九千圓ヲ合セ一萬圓ノ資本トシ其利子ヲ以テ各大區ニス

分配シ眼病治療ノ費途ニ充ツ

第二條 前條ノ資本金ハ管内計算掛ヲシテ之ガ出納ヲ掌ラシメ凡年一分ノ利子ヲ以テ之ヲ貸付シ毎年一月中前年收ムル所ノ利子ヲ以テ

各ノ區分付ノハシ但木文金岡山新ノ請願調書ハ前年分ア翌年一月中衛生掛チシテ報告セシムヘシ
第三條 各大區利子ノ分配ヲ受クル時ハ區局長取締ニ於テ之ヲ鑑保シ已ニ議定スル所ノ方法ニ依リ又万艾弗ヲナシ毎年一月中前半、土

拂明細帳(第二號雑形ニ倣フベシ)ヲ作り本廳ニ差出スベシ但本文利子ノ外課賦其他ノ金ヲ以テ該費用補フモノハ其仕拂明細表モ本文

一 同差出スペシ

第一號雑形 分酉利子ニラ自然無節アル時ハ之ヲ蓄積シ翌年ノ経費ニ充ツベシ此ノ場合ニ於テハ其蓄積方法ヲ開申スペシ

明

右之通相違無之候也

何國何郡
第何大區小區受持

何 何
某 某

第一號雛形

明治廿五年九月

						納
分	配	利	子	何	圓	部
藥	價	收	入	同	同	之
前	年	超	過	金	同	圓
寄	附	寄	附	金	同	部
約	定	賦	寄	附	金	同
課	賦	金				
合						
計						
醫	員	日	當	何	同	出
藥	價	旅	費	同	同	之
前	年	不	足	金	消	部
薪	炭	金	消	却	同	同
諸	雜	油	料	同	同	
合						
計						
借	館	館	館	同	同	
薪	炭	油	料	同	同	
合						
計						

出納差引何圓過或八不足

右之通精算仕候處相違無之候
之第二十二虎

明治十一年縣台報印内第三十四號本總第三十五號ノ以テ相達疾眼病患者治療費保存並ニ利子分配規則及患者治療手續別冊ノ通り改正候

條眼病患者治療擔當醫（内務省許可醫及眼科講習済ノ者ヲ撰ブベシ）及治療ノ方法等相極メ來ル五月二十日迄ニ開申可致此旨相達候事但シ患者擔當醫ハ郡役所ニ於テ之ヲ命シ其受書ヲ取差出スベシ

明治十三年四月二十三日

眼病患者治療手續

第一條 各郡區役所ハ地形ノ便ヲ量リ大凡一萬戸ニ三名ノ目途ヲ以テ眼病患者擔當ノ醫師ヲ撰ミ其郡區ヲ分割擔當セシメ其氏名、受持

區域ヲ本廳へ届出ツヘシ

第二條 眼病患者於當醫師ハ最寄便宜ノ地ニ患者ヲ召集シ毎月巡回シテ之ヲ治療スベシ

第三條 眼病患者於當醫師ハ毎半期ニ其治療スル所ノ眼病患者表(第一號難形ニ做フベシ)ヲ製シ毎年一月、七月ノ再度ニ郡區役所ヲ經テ本廳へ差出スベシ

第四條 眼病患者於當醫師ノ日當及旅費ハ其受持町村聯合會若クハ一郡區ノ町村聯合會ヲ以テ其支出方法ヲ議定スベシ

第五條 藥價ハ患者ヨリ通常支辨セシムルモノトス

尤モ施藥券アルモノハ其時々之ヲ領置シ毎月取纏メ郡區役所へ差出シ藥價ヲ受取ベシ

第六條 何條ノ施藥券ハ區役所及戸長役場ニ於テ兼テ之ヲ製シ置キ其所轄内貧困患者ヨリ施藥願出スル時ハ之ヲ與フベシ但シ該藥價ハ

眼病患者治療費ヨリ支拂フベシ

第七條 眼病患者於當醫師ハ毎半期ニ其治療スル時ハ相當ノ眼科醫ヲ撰ミ郡區役所ニ於テ之ヲ其擔當ヲ命ジ其都度氏名ヲ本廳へ届出ベシ

眼病患者治療費資本金取扱方

第一條 眼病患者治療費資本金壹萬圓ハ管内ノ共有ニシテ永遠之ヲ保存シ他途ニ支消セザルモノトス

第二條 前條ノ資本金ハ本縣衛生課ヲシテ主管セシメ凡年一割ノ利子ヲ以テ之ヲ貸付シ毎年度ノ初メニ於テ各郡區役所ニ配賦スベシ但シ本文金圓出納ノ詳細調ハ毎年衛生課ヲシテ報告セシムベシ

第三條 各郡區役所ハ利子ノ分配ヲ受クルトキハ之ニ各町村ノ協議費ヲ合セテ眼病患者治療費資本金取扱方

第四條 各郡區役所ハ毎年半期ニ眼病患者治療費支拂明細帳ヲ(第一號表式ニ據ル)製シ翌月十五日迄ニ本廳へ差出スベシ

第五條 眼病患者治療費剩餘アル時ハ翌年ノ費用ニ充ツベシ最モ町村ノ協議ヲ以テ之ガ貸殖法ヲ立ツル等ノ事アラバ其方法ヲ詳記シテ開申スベシ

乙第五十五號

新潟縣令 永山盛輝
衛生委員
戶長役場

本年本廳甲第八十一號ヲ以テ貧困眼病患者施療手續布達候ニ付テハ取扱手續左ノ通り取定候條此旨相達候事
明治十六年六月二十六日

新潟縣令 永山盛輝

貧困眼病患者取扱手續

第一條 施療願出ルモノアルトキハ戸長役場(區ハ區役所)ニ於テ其事實ヲ糺シ治療費辨ジ得ザルモノト見認ムル上ハ之ニ施藥券ヲ付與スルモノトス但シ戸長役場(區ハ區役所)ハ貧困眼病患者於當醫師ノ名簿ヲ製シ施藥券ヲ下付スルトキ之下割印スベシ

第二條 患者翌月ニ涉ルモノハ施藥券輪廓外ニ何圖ノ旨ヲ朱記シ更ニ付與スベシ

第三條 郡區役所ニ於テハ地形ノ便ヲ量リ貧困眼病患者於當醫師選任シ及於當醫師變更シタル時ハ其都度本廳へ届出ベシ

第四條 郡區役所ハ公私立病院又ハ擔當醫師ヨリ差出シタル書類ヲ調查シ相違ナキニ於テハ其費用ヲ支拂フモノトス

第五條 郡區役所ハ毎半年甲乙號書式ニ倣ヒ調書ヲ作リ一月三十日限リ本廳へ差出スベシ

衛生資本金保管條例

第一條 本資本金ハ知事之ヲ管理スルモノトス

第二條 本資本金及ビ之ヨリ生ズル利子ハ公債證書ニ換ヘ蓄積保存スルモノトス

第三條 本資本金ハ衛生上一般緊急ト認ムル事アル時ハ縣會ノ議決ニヨリ臨時支出スルコトアルベシ

右衛生資本金保管方法議決之通リ認可ス

明治二十三年十一月二十九日

盲人調查命令寫

訓示第三四號

眼病調査上必要有之候ニ付左記ノ方法ニ依リ取調來ル九月十日迄ニ報告セラルベシ

新潟縣知事 千田貞曉
警 察 善
同 分 署

明治三十三年七月二十八日

警察部長

町 村 名	男	十 年 未 滿				二十 年 未 滿				三十 年 未 滿				四十 年 未 滿				合 計
		一 年 未 滿	二 十 年 未 滿	三 十 年 未 滿	四 十 年 未 滿	四 十 年 以 上	合 計											
合 計																		

- 一、本調査ハ管區受持調査ヲシテ各戸ニ就キ調査セシムルモノトス
 二、本調査ハ現在眼病患者ト失明ノニ途ニ調査スルモノトス
 三、現在眼病患者表ニハ俗ニ云フ「はやりめ」「だれめ」「のぼせめ」其他名稱ノ如何ト醫師ノ治療ヲ受クルト否トヲ問ハズ總テ現在數ヲ記入ス

四、現在眼病患者表様式左ノ如シ但シ年齢ハ「呼ビ年」ニ依リ區別ス

現在眼病患者表

五、失明者ハ小票ヲ以テ調査スルモノトス

六、小票ニハ楷書又ハ行書ヲ以テ判明ニ墨書シ草書又ハ鉛筆ヲ以テ記載スルヲ許サズ

七、「年齢」ハ生年月ニ據ラズ「呼ビ年」ヲ記入ス

八、「職業」ハ本人ノ職業ヲ記入ス小兒等ニシテ職業ナキモノハ戸主ノ職業ヲ記載スベシ

九、「本籍」ハ縣郡市ニ止メ「住所」ハ現在所ニシテ郡市町村ニ止メ字番地ハ記載スルニ及バズ

十、失明ノ程度ハ俗ニ云フ「つぶれめ」「たにしめ」等ノ名稱ノ如何ヲ問ハズ總テ失明セルモノヲ包含ス其ノ僅カニ大體ノ物形ヲ識別シ得ルモ自己ノ用務ヲ辨ジ得ザル者ハ亦失明者ト見做ス

十一、失明ノ原因ハ「疾病」及「外傷」フニニ區分シ病氣ノ爲失明セル者ハ總テ疾病ト記シ負傷ノ爲ミニ失明セル者ハ總テ外傷ト記シ他事

ヲ記スルヲ要セズ

十二、失明セシ年齢ハ失明セントキノ本人ノ年齢ヲ記載ス其ノ不詳ナルトキハ本人若クハ父兄等ノ最モ近キ想像ニ依リ記載スベシ

十三、小票用紙ハ本部ヨリ送ス不足アルトキハ速カニ其ノ剩除概數ヲ本部ニ報告スルヲ要ス

十四、小票記載例ハ別票ノ如シ

十五、前各號ニ依リ眼病患者表及眼病調査小票ノ調査完結シタルトキハ取纏メ期日迄ニ之ヲ本部ニ送付スベシ

眼病調査小票					
男	女	男	(父)	女	失明セル眼
年 齢	何 年	年 齢	何 年	年 齢	双 眼 又 ハ (右) 又 ハ (左)
職 業	何	職 業	何	職 業	失 明 ノ 原 因
氏 名	何 誰	氏 名	何 誰	氏 名	疾 病 又 ハ (外 傷)
本 籍	何 縣 何 郡 市	本 籍	何 縣 何 郡 市	本 籍	失 明 セ シ 年 齢
住 所	何 郡 市 何 町 村	住 所	何 郡 市 何 町 村	住 所	年 齢

明治三十五年六月三十日

眼病調査諸表記載例

視器検査表

- 一、欄外調査ノ年月日ハ調査ヲ結了シタル日ヲ記入スルコト
 二、欄外眼病調査委員ノ冒頭ニ郡市名ヲ其下ニ氏名ヲ記入シ捺印スルコト
 三、視器検査表トアル表題ノ下ニハ學校又ハ工場名等ヲ記入スルコト

四、表題ノ冒頭第ノ下ニハ第一調査區ニ係ルモノハ一ト記シ第二調査區ニ係ルモノハ二ト記入スルコト

五、年齢ハ呼ビ年ヲ用ユルコト

六、検査人員百ニ付患者數ハ總計百ニ付各病患者ノ數ヲ算出スベキコト

眼病患者表

一、欄外調査委員ノ郡市名、氏名ノ記入方等ハ視器検査表ニ同ジ

一、調査委員自己が診断セル患者ハ表題ノ下ニ甲ト記入シ其他ハ乙ト記入スルコト

一、乙表ハ自五月至十月、自十一月至四月、二期間ニ於テ適宜取經メ報告スルモ妨ゲナシ但シ各月分ヲ一表ヅツニ調製スルコト

一、百分比例ハ總計百ニ付各病患者ノ數ヲ算出スルコト

「トラホーム」患者小票

一、「トロボーム」及共、疑似症、膿胞性結膜炎ノ患者ハ總テ本票ヲ作ルコト

一、「トラホーム」六重症、中等症、輕症、ノ區別ヲ病名ノ下ニ記入スルコト但シ已ニ續發症ヲ發シタルモノヲ重症トシ結膜腫脹シ分泌

アルモノヲ中等症トシ其以下ノ程度ノモノヲ輕症トス

一、調査委員自己ガ診断セルモノハ番號ノ上ニ甲字ヲ記シ其他ハ乙ト記スルコト

一、欄外眼病調査委員ノ冒頭ニ都市名ヲ記入シ其下ニ捺印スルコト

一、年齢ハ呼ビ年ヲ用フルコト

一、生活程度及採光ハ甲乙丙三階級ニ區別記入スルコト

失明者小票

一、氏名、年齢、性、ヲ除クノ外ハ總テ失

一、失明ハ「メートル」ノ距離ニ於テ指數ヲ辨ゼズ且ツ不治ノ者タルコト

一、數病ヲ兼ヌルモノハ失明ノ主因タル一ノ病

一、失明後本縣ニ來リ居住セルモノハ其ノ旨ヲ附記シ住所氏名ノ外記入ヲ要セザルコト

一、其他記入方ハ「トラホーム」患者小票ニ同ジ

調查表

種別

別

角膜										病膜										結膜									
角膜乾燥症	角膜軟化症	角膜痺性角膜潰瘍	匐行性角膜潰瘍	蠶蝕性角膜潰瘍	單性角膜潰瘍	角膜點狀角膜炎	角膜實質炎	角膜バニヌス	角膜ヘルペス	水泡性角膜炎	角膜潰瘍	角膜損傷	結膜潰瘍	結膜翼狀贅片	結膜干燥症	春季加答兒	初生兒眼炎	トロボーム疑似症											
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	

第 號				
失 明 明 小 票				
患 者 一 家 眼 病	體 格	片 眼 又 八 眼	性 別	住 所
程 生	坪 住	原 病	年 齡	氏 名
度 活	數 居	名 因 及	齡	
採 光	人 一 員 家	失 明	職 業	

新潟縣二於ケル眼病調査ノ頃

明治三十五年三月二十五日左ノ訓令ヲ發布ス
（三月二十二日）

第一條 管内ニ於ケル眼病ノ原因及之方救済ノ方法ヲ調査スル爲メ左ノ職員ヲ置キ警察部ニ屬セ
眼病調査委員長 一 人 眼病調査委員 十七人
眼病調査委員副長 一 人
書記 一 人

卷之三

一八一

卷
九

第三條　眼病調査委員副長ハ高等官タル衛生技術官、書記ハ衛生課

第五條 眼病調査委員副長ハ委員長ノ職ヲ佐ケ委員長事故アルトキ

第七條 眼病調査委員ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ眼病

第九條 善説ハ委員長ハ命テ承ケ執事ハ指揮ニ従ヒ庶務ヲ分掌ズ
第一條 聞問調査委員長ハ必要ニ基ル都道府及縣都司署會ニ開玉

第十條 眼病調査委員長ハ必要ニ應シ調査委員ヲ召集シ調査委員會ヲ開クコトヲ得

郡市役所所在地及其接續町村ヲ第一調査區トシ其他ノ町村

一、第一調査區内ノ各學校會社、諸工業場其公衆ノ群集スル場所ニ就キ現力士ノ健康狀態ヲ観察シ體内ノ有無ヲ調査スレハ、

但前號ノ患者ニシテ必要アルトキハ應急ノ治療ヲ施スベシ

三、第二調査区内ノ眼病患者數、其原因及救濟ニ關スル狀況ヲ調査スルコト

但其方法ハ郡市醫會ニ協商シテ之ヲ定メ委員長ニ報告スペシ

四、其他調査上必要ナル事項

第十三條 前條第一號ノ視察度數及其方法ハ委員長之ヲ定ムベシ

第十四條 調査委員ハ第十二條各號ノ調査狀況及其結果ヲ翌月十日マデニ縣知事ニ報告スペシ其報告細目ハ委員長ノ定ムル所ニ依ル

第十五條 調査委員ハ警察主官ノ事項ニ就キ調査資料ヲ得ントルトキハ所轄警察署長及分署長ニ之ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 第十二條第一號ノ調査ニ付各學校長ハ授業上差支ナキ時間ニ於テ其生徒ヲ診断セシムベシ

第十七條 調査委員ニシテ官職ニ在ラザル者ニハ月手當及雜費ヲ支給ス

同年四月一日郡市醫會ヲ召集シ調査ニ關スル順序方法及製表様式等ヲ調示ス

同年五月二日調査委員副長以下ヲ任命ス

明治三十五年六月二十日左ノ縣令ヲ發布ス

縣令第四十二號

眼病ノ原因及其ノ救濟方法ヲ調査スルノ必要ニ依リ眼病調査委員ヲシテ隨時諸會社、諸工場等ニ就キ労工者視器ノ健康狀態ヲ視察セシムルニ付其首長又ハ管理人ハ一般業務ヲ妨ゲザル限度ニ於テ労工者ノ就役ヲ織合セ調査上ノ便ニ供スベシ

眼病調査委員ニハ左ノ票證ヲ携帶セシム

明治三十五年六月二十日左ノ縣令ヲ發布ス

縣令第四十二號

同年六月三十日眼病調査委員長ハ眼病調査規程第十四條ニ依リ左ノ訓示ヲ發ス(報告様式)

訓示第四十九號

眼病調査報告細目

第一條 眼病調査規程第十二條第一號ノ視察ハ毎月之ヲ行ヒ左ノ各期ニ於テ區内ヲ一週スルモノトス

第一期 自五月至十月 第二期 自十一月至四月

第二條 眼病調査規程第十四條ノ報告ハ第一號乃至第四號様式ニ據ルベシ

第一ノ學校會社、工場等ノ視察ハ可成一箇月以内ニ於テ終了シ若シ翌月ニ涉ルモノアルトキハ終了後合セテ一表トナシ報告スペシ

第三條 前條ニ據リ報告スル第一號、第二號表ニ教室若ハ作業場ノ坪數、窓ノ面積其他眼病ノ原因救濟等ニ關スル必要ナル事項ヲ付記スベシ

第四條 各郡市内ノ失明者ハ特ニ之ヲ調査シ第一調査區ハ本年九月三十日第二調査區ハ本年十二月二十五日マデニ報告スペシ

但調查報告後新タニ生ジタル失明者ハ毎月之ヲ調査シ翌月十日限リ報告スルモノトス

第五條 眼病調査規程第十二條第二號但書ニ依リ治療ヲ施シタルトキハ其人員病症ヲ報告スペシ

明治三十六年八月十九日東京帝國大學醫科大學教授河本重次郎ヲ聘シ調査上ノ意見ヲ聽キ且同時ニ調査委員ヲ召集シ委員會ヲ開キ眼病ノ原因及救濟方法ニ就キ審議セリ其決議事項ノ概要左ノ如シ

第一 本縣ニ於ケル眼病ノ重ナル關係
一、地理 二、衛生思想ノ缺乏 三、低度ノ生計
四、宗教ノ迷信 五、治療機關ノ不備 六、降 雪

第二 學生ニ對スル救濟方法

- 一、各學校内ニ治療所ヲ設ケ無料ニテ治療スルコト
- 一、前項ノ治療ハ專ラ醫師ヲシテ之ヲ爲サシムベキコト勿論ナルモ不得止場合ニハ看護婦其他適當ナル者ヲシテ助手クラシムルコトヲ得
- 一、治療所ニ於テハ「トラホーム」同疑似症、胞胞性結膜炎ニ限リ治療スルコト
- 一、治療費ハ凡テ當該市町村ノ負擔トナスコト
- 一、學校以外ニ於テ治療スル者ハ主治醫ノ證明書ヲ徵スルコト
- 一、生徒又ハ教職員ニ對シ眼衛生上ノ講話ヲ爲スコト
- 一、體操其他ノ遊戯器具又ハ椅子卓子机戸障子等ニシテ病菌汚染ノ虞アル箇所ハ可成毎日二十倍石灰酸水ヲ以テ消毒スルコト
- 一、校舎ハ換氣、採光ヲ可良ナラシメ且常ニ内外ヲ清潔ニナシ置クコト
- 一、校舎床板及校外運動場ニハ適當ナル撒水ヲナスコト
- 但校舎ハ濕布ヲ以テ擦拭シ撒水ニ代フルコトヲ得

- 一、手水鉢ヲ廢シ龍吐口ノ裝置アルモノヲ用フルコト
一、手拭ノ共用ヲ禁止シ生徒各自ヲシテ携帶セシムルコト

- 一、石筆、白墨等ノ粉末ハ可成飛散セザル様注意スルコト
一、生徒ヲシテ衣服、身體ノ清潔ヲ保タシムルコト

- 一、校舎内ニ薬草履ヲ穿ツコトヲ禁止スルコト

- 一、輕症「トラホーム」の生徒ト雖モ可成教室遊戯場及携帶品置場ヲ區別スルヨ

- 一、入學セントスル者ニ對シテハ豫メ視器検査ヲ爲シ分泌盛ナル「トラホーム」アルトキハ入學ヲ許サミルコト

- 一生徒ラジオ掃除ラジカルエトテ廻
一、學校運動會ハ可成爾後ヲ異定スレコト

第三 職工ニ對スル救濟方法

- # 一、適當ナル醫師ヲシテ治療及豫防方法ヲ實行セシムルコト

- 一、職工傭入ノ際ハ工場醫ノ健康診斷ヲ受ケ「トラホーム」ニシテ分沁盛ナル者ハ傭入レザルコト

- 一、工場内ハ少クモ毎月一回以上視器ノ健康状態ヲ視察スルコト

- ## 一、工場建築ニ制裁ヲ設ケ採光換氣法ヲ完全ナラシメ且ツ在來ノ

- 職工宿所モ前号ニ準ジ且ツ人員ニ制限ヲ付シ尙ホ傳染性眼患者ハ別居セシムルコト、治療費ハ凡チ請求ノ旨幾トスレコト

- ## 第四 一般ニ對スル救濟方法

- 一、眼衛生思想ノ發達ヲ催進スル爲メ講話ヲ開催スルコ

- ## 一、禁厭祈禱者ノ類及非醫者ノ取締ヲ厲行スルコト

- # 一、産婆三眼衛生ノ知識ヲ注入スルコト

各人類及非醫者入耶和華之國行之

- ## 一、産婆ニ眼衛生ノ知識ヲ注入スルコト

(各様式ハ略ス)

調査着手ノ日ヨリ本年十月、テニ機有セシ學校延數七百五十五、學生延數十三萬九千九百十四、工場百十八、職工數六千九十九、一般人員二萬三千四百一、失明者九萬五千五百五十五ニシテ其内失明者「トロホーム」外二病ノ患者ニ對シテハ特ニ小票調査ヲ遂ゲタリ尙ホ主要ナル調査成績ハ別表トシテ掲グ

本署は市街地及村落各百戸に就き調査したり成績なり。

第四號 主要病症表
（學校及工場）

六二五

四

北	新	郡	佐	岩	西	中	東	刈	中	南	郡
浦	原	市	頭	頭	頭			魚	魚		市
原	潟	名	渡	船	城	城	城	羽	沼	沼	名
女	男	別性	女	男	女	男	女	男	女	男	別性
元	三	三	「ト	ラ	ホ	ー	ム」	「ト	ラ	ホ	ーム」
雪	一	一	疑	ト	ラ	ホ	ー	ム	疑	ト	ラ
四	三	一	似	ホ	ー	ム	症	似	ホ	ー	ム
全	一	一	癰	膜	胞	炎	性	癰	膜	胞	炎
兜	五	五	慢	加	答	兒	炎	慢	加	答	兒
九	九	二	急性	膜	答	兒	炎	急性	膜	答	兒
八	六	一	結	膜	充	血	近	結	膜	充	血
一	一	一	膜	充	血	近	視	角	膜	翳	癰
一	一	一	角	膜	翳	近	角	膜	翳	癰	着性白斑

卷之三

第七號 同疑似症、胞性結膜炎患者表其一（學校）（明治三十五、六年新潟縣）

合計	郡市名
男女	別性
西・四 云・三	「トラホーム」 疑似症
一・三 一・五	結膜 膜胞
二・六	炎性
二・九	慢性加答兒炎性
一〇・七	急性加答兒炎性
三・〇	結膜充血
一・六	近視
二・六	角膜翳
三・〇	眼瞼

卷之三

卷之三

百分比例	合計	佐野市									
		佐	岩	西	中	東	刈	中	南	北	古
男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女
0.00											
0.10	二六	一	一一	二	一	一	一	三	一	一	一
0.20	三六	四	二	五	三	三	一	一	四	一	三
0.30	三六	三	三	三	三	三	一	一	三	一	三
0.40	二六	三	三	三	三	三	一	一	三	一	三
0.50	一九	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九
0.60	元二	一	一	一	一	一	一	三	一	四	一
0.70	三九	七	元	五	七	六	二	三	三	三	三
0.80	四六	一	四	三	三	九	八	七	六	一	一
0.90	二九	三	三	三	三	三	一	一	三	一	三
1.00	七七	七	七	七	七	七	一	一	四	一	一
100.00	一百	一、 百									

備考 三尺の距離に於て指數を算すること能はず且つ不治と認むるものと失明者とせり、數種の原因を併有するものは就中主要なる病名の欄にのみ之を掲げ、白内障は續發性若くは併發性のもの及年齢其他の關係に因り療策なきものを失明者とせり、瘡、疳眼、營養不給、膜病等は總て角膜軟化症に算入せり。

郡市名	別性	新潟縣									
		三島	南蒲原	西蒲原	中蒲原	東蒲原	北蒲原	湯	女	男	女
異常	先天性	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
膜初漏兒	結膜漏炎性	一四	一	一	一	三九	五一	一	一	一	一
トラボ	結膜病ノ化症膜軟	六三	三九	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
其他病ノ膜病	角膜病	七一	五	六三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
病	底	八二	二	五三	二	三三	二	三	二	三	二
病	部眼及近	九一	一	五四	一	三	一	三	一	三	一
病	障	一三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
病	内	四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
病	外傷	五二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
病	創裂性	六一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
病	其他	七一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
病	痘瘡麻疹	八一	二	二	二	二	二	二	二	二	二
病	腺病	九一	一	二	一	二	一	二	一	二	一
病	微毒	一〇一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
病	其他	一一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
病	不明	一二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
病	合計	一三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

郡市名	別性	新潟縣									
		合計	佐野	渡船							
患者數	人検員	女男	女男	女男							
患者數	人検員	一、 三	一、 三	一、 三							
患者數	人検員	交光	一、 三	一、 三							
患者數	人検員	豊	三、 六	三、 六							
患者數	人検員	一、 三	一、 三	一、 三							
患者數	人検員	金	一、 四	一、 四							
患者數	人検員	鑑	一、 三	一、 三							
患者數	人検員	山	一、 三	一、 三							
患者數	人検員	其	一、 三	一、 三							
患者數	人検員	六三	一、 三	一、 三							
患者數	人検員	他	一、 三	一、 三							
患者數	人検員	合	一、 三	一、 三							
患者數	人検員	計	一、 三	一、 三							

雙眼失明原因病名 (明治三十五、六年新潟縣)